

薬食発0618第1号
平成25年6月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法施行規則第203条第3項の規定に基づき検定を要しないものとして
厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正
について

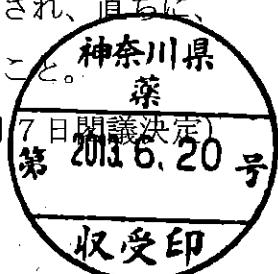
「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働
大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件」(平成25年
厚生労働省告示第204号。以下「指定変更告示」という。)が平成25年6月18日に公布され、
「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大
臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合」(平成20年厚生労働省告示第374号)
が別添のとおり一部改正された。

各都道府県においては、下記について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底
及び指導に遺漏なきを期されたい。

記

1. 改正の内容

指定変更告示により、細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)については、
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114
号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、
ワクチンの製造を行う必要が生じた場合は、検定を要しないこととしたこと。
具体的には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月7日閣議決定)



に定める海外発生期以降に、ワクチン製造販売業者に対し、直ちに国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう要請した場合又はワクチンの製造株の確保等ができる次第当該ワクチンの生産を開始するよう要請した場合を想定していること。

2. 適用期日

指定変更告示は本日（平成25年6月18日）から適用すること。

(別添)

3 平成25年6月18日 火曜日 報官 第6069号

○厚生労働省令第115号(昭和三十五年法律第百四十五号)第115号(昭和三十五年厚生労働省令第115号)の規定に基づいて、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省令第115号)の一部を次のものに改正する。

平成二十五年六月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第一の一(193)を(195)とし、(123)から(192)までを(125)から(194)並びに(122)を(123)とし、やの次に次のようになります。

加べる。

(124) 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異シフテリア毒素結合体)

定期第一の一(121)を(122)とし、(123)から(192)までを(125)から(194)並びに(122)を(123)とし、やの次に次のようになります。

⑧ 細胞培養インフルエンザワクチン

○厚生労働省令第115号(昭和三十五年法律第百四十五号)第115号(昭和三十五年厚生労働省令第115号)の規定に基づいて、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(昭和三十八年厚生労働省令第115号)の一部を次のものに改正する。

平成二十五年六月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

細胞培養インフルエンザワクチンの表イヘンハヘガエマワクチナの項の次に次のものに改めます。

細胞培養インフルエンザワクチン(無毒性変異シフテリア毒素結合体)

十一年の細胞培養インフルエンザワクチン(無毒性変異シフテリア毒素結合体)

定期第一の(121)を(122)とし、(123)から(192)までを(125)から(194)並びに(122)を(123)とし、やの次に次のようになります。

細胞培養インフルエンザワクチン(無毒性変異シフテリア毒素結合体)	1 元放射免疫法を用いるとき。 327,300円	1 元放射免疫法を用いるとき。 8本
	2 HA含量試験法を用いるとき。 8本	2 HA含量試験法を用いるとき。 8本

一(6)生物学的製品の表示(附則第15条)の項の次に次のものに改めます。

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異シフテリア毒素結合体)	952,500円 58本	内容量が0.5mLであるとき。
-----------------------------------	-----------------	-----------------

○生物学的製品の表示(附則第15条)の項の次に次のものに改めます。

細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)

生物学的製剤基準の細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)の条の3.5.3及び3.5.5に規定する試験法によるものとする。

○生物学的製剤基準の厚生労働省令第115号(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定に基づいて、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省令第115号)の一部を次のものに改めます。

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異シフテリア毒素結合体)

生物学的製剤基準の沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異シフテリア毒素結合体)の次の3.4.6及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。

○厚生労働省令第115号(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定に基づいて、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省令第115号)の一部を次のものに改めます。

平成十五年四月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

表沈降ヘンフルエンザワクチン(H5N1株)の項中「沈降ヘンフルエンザワクチン(H5N1株)」を「細胞培養ヘンフルエンザワクチン(H5N1株)及び沈降ヘンフルエンザワクチン(H5N1株)」に改めます。

○農林水産省令第115号(昭和三十六年法律第百四十五号)の規定に基づいて、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省令第115号)の一部を次のものに改めます。

平成十五年四月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

表沈降ヘンフルエンザワクチン(H5N1株)の項中「沈降ヘンフルエンザワクチン(H5N1株)及び細胞培養ヘンフルエンザワクチン(H5N1株)」を「細胞培養ヘンフルエンザワクチン(H5N1株)」に改めます。

○農林水産省令第115号(昭和三十六年法律第百四十五号)の規定に基づいて、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省令第115号)の一部を次のものに改めます。

平成十五年四月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久